

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

山口市長 伊藤 和 貴

市町村名 (市町村コード)	山口市 (352039)
地域名 (地域内農業集落名)	秋穂 (大河内北、大河内南、天神町、浜中、北条、中条、井南、浜内、小浜、赤崎、日地、金山領、西青江、先青江、中道、花香北、花香南、中津江、屋戸、浦東、祇園町、下村、中野南条、中野西条、中野東条、中野後条、中野北条)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年4月24日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

秋穂地域では、中・小規模な集積で経営が行われている。高齢化が進んでおり、後継者・新規就農者の確保が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻や麦等、土地利用型農業や野菜・果物・施設園芸の生産を進めるとともに、複合化、高付加価値化などに取り組むことにより、経営の安定化を図る。

農業を担う者については、可能であれば地区内の高齢等の理由により営農継続が困難になった農業者などから農地を集積し、経営規模拡大による低コスト化を図る。また新規就農者や他地区の農業者など新たな担い手の発掘に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	265 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	265 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

当面の間、目標地図の区域において農業上の利用が行われることを基本とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・担い手に集積・集約化し効率化を図る。 ・農地の維持管理を徹底しながら、新たな拡大意向のある経営体を探していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域計画の達成に向け、担い手へ農地の集積・集約化を進めるため農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・地元農業者のニーズを踏まえ、必要に応じて基盤整備事業に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外から多様な経営体を確保育成する。 ・関係各所と連携を図りつつ、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成し、あわせて受け入れ体制の整備を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・遊休農地発生防止のため、農作業委託を含めた効率化を進める。 ・遊休農地の発生が見込まれる農地については、地域外の事業者を含め、農作業委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--